

茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業 Q&A (事業実施者向け)

【目次】

Q 1	「助成対象事業に係る事業活動を実施すること」とは何を指すのか
Q 2	「原則として、国、県又は市町村等から補助等を受けていないこと」とは
Q 3	特定非営利活動促進法第 29 条に規定する書類（事業報告書等）を未提出だが申請は可能か
Q 4	NPO 法人ではない任意の団体だが申請は可能か
Q 5	一般社団法人だが申請は可能か
Q 6	これから NPO 法人の設立をする予定だが申請は可能か
Q 7	これから任意団体の設立をする予定だが申請は可能か
Q 8	複数の事業に申請することは可能か
Q 9	過去に当事業で交付決定を受けた寄付協力企業の事業に申請することは可能か
Q 10	負担割合が寄付協力企業 1/2、県 1/2 とあるが、NPO の負担は 0 なのか
Q 11	「事業規模」欄に『助成対象経費が〇〇万円以上』と記載されているが、助成対象経費の額は、申請の段階で当該額を超えていないと申請出来ないのか
Q 12	助成対象経費とは何か
Q 13	交付決定（事業を開始してよい時期）はいつごろか
Q 14	事業の実施可能期間はいつまでか
Q 15	助成対象事業の一覧は何処で確認できるのか
Q 16	交付申請に必要な書類は何か
Q 17	「申請事業における実施内容」に記載すべき内容は何か
Q 18	「事業の実施に対する意気込み」に記載すべき内容は何か
Q 19	申請期限、申請書の提出方法は
Q 20	交付申請の取り下げは出来るか
Q 21	審査結果はどのように通知されるのか
Q 22	交付申請した事業の内容を変更できるか
Q 23	概算払い（前払い）を受けることは可能か
Q 24	当団体の活動に、寄付協力企業に参加していただけるのか
Q 25	寄付協力企業に団体の活動等への参加を依頼する方法は
Q 26	助成事業の実績報告はいつまでに行わなければならないのか
Q 27	実績報告に必要な書類は何か
Q 28	決算で事業規模額を下回った場合はどうなるのか
Q 29	決算で事業総額が増え、併せて助成対象経費が増えた場合はどうなるのか

Q1 「助成対象事業に係る事業活動を実施すること」とは何を指すのか

A1 茨城県企業連携型NPO活動支援事業（以下、本助成事業という。）では、県と協調する企業（以下、寄付協力企業という。）に、寄付協力企業が希望する事業分野（①環境②教育・文化③青少年・子ども④医療・福祉⑤まちづくり・防災）、実施地域（①茨城県全域②県北地域③県央地域④鹿行地域⑤県南地域⑥県西地域）を決めていただき事業を実施しているため、寄付協力企業が希望する分野の活動を実施するNPOのみが申請可能となります。

（例1）

募集事業内容が下記の場合

- ・寄付協力企業：(株) A社
- ・事業名：(株) A社 NPO 活動支援事業
- ・事業分野：①環境
- ・実施地区：③県央地域
- ・NPOへのメッセージ：一緒に地域清掃活動を行える NPO を希望します
⇒環境分野の活動を行う団体かつ、主な活動場所が県央地域かつ、企業と一緒に活動ができる団体かつ、清掃活動を行える団体のみが申請可能となります。

Q2 「原則として、国、県又は市町村等から補助等を受けていないこと」とは

A2 申請事業に他の補助（助成）等を受けている場合、経費の明確な按分ができず、事業費の二重計上等が発生する恐れがあることから、本助成事業においては他の補助（助成）等を受けている事業は申請不可としております。

ただし、他の助成を受けている事業と本助成事業で申請する事業が明確に分けられる場合や市（町村）から市（町村）内でNPO活動を行っている団体に対し『一律で補助（助成）』しているものについてはこの限りではございません。

（例1）

NPO法人Bが「児童向け学習支援」と「子ども食堂」の2事業を実施しており、「児童向け学習支援」の活動に対し、市（町村）の補助（助成）を受けているような場合

①「児童向け学習支援」で本助成事業へ申請を希望する場合

⇒市（町村）の補助（助成）と重複するため申請不可

②「子ども食堂」で本助成事業へ申請を希望する場合

⇒市（町村）の補助（助成）と重複しないため申請可能

※ただし、「児童向け学習支援」と「子ども食堂」の事業内容・事業経費を明確に分けることが出来ることが条件

（例2）

〇〇市（町村）内で活動するNPOに対し、〇〇市（町村）が地域貢献活動を行っている団体に対し、活動資金として一律1万円を交付しているような場合

⇒団体に対し、市（町村）が『一律で補助』しているものであるため、申請可能

Q3 特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書等）を未提出だが申請は可能か（※NPO法人のみ該当）

A 3 特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書等）の提出は法人の義務であることから、募集期限時点で特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書等）の提出期限を迎えているにもかかわらず、提出が確認できていないNPO法人からの事業申請は如何なる理由であっても認められません。

Q 4 NPO法人ではない任意の団体だが申請は可能か（※任意団体のみが該当）

A 4 法人格を持たない任意団体の申請も可能です。

ただし、任意団体が申請する場合は以下の項目の条件を満たしている必要があります。

- ① 組織の運営に関する規則、規約、会則等（以下、規則等という。）があり、会員名簿を備えていること
- ② 団体の構成員が5名以上であること
- ③ 予算・決算及び適正な会計処理を行っていること
- ④ 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を行う団体でないこと
- ⑥ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

Q 5 一般社団法人だが申請は可能か

A 5 本助成事業は対象者を特定非営利活動法人、ボランティア団体等と定めていることから、一般社団法人等からの交付申請は受け付けておりません。

Q 6 これからNPO法人の設立をする予定だが申請は可能か

A 6 募集期限内（令和6年6月20日まで）にNPO法人が設立登記されていれば申請することは可能です。ただし、期限内にNPO法人の設立登記が完了していない場合、如何なる理由であってもNPO法人としての事業申請は認められません（手続き中、申請中は不可）。

ただし、募集期限内（令和6年6月20日まで）に任意団体の申請要件を満たせば任意団体として申請可能となります。

Q 7 これから任意団体の設立をする予定だが申請は可能か

A 7 募集期限内（令和6年6月20日まで）に任意団体の申請要件を満たせば申請可能となります。

Q 8 複数の事業に申請することは可能か

A 8 助成事業への申請は1団体あたり最大1件までとなります。

Q 9 過去に当事業で交付決定を受けた寄付協力企業の事業に申請することは可能か

Q 9 当該助成事業では企業と団体の連携を促進するため、同一企業から同一団体に対する交付決定は最大2回までと制限を設けております。

このため、過去に1回、当事業の交付決定を受けた寄付協力企業の事業への申請は可能です。
ただし、過去に2回、当事業の交付決定を受けた寄付協力企業の事業への申請はできません。

Q10 負担割合が寄付協力企業1/2、県1/2とあるが、申請者の負担は0なのか

A10 「1件当たりの助成限度額」を超える金額については、申請者の負担となります。

(例1)

例えば、「1件当たりの助成限度額」が「20万円」の事業に対して、助成対象経費が60万円の事業で交付申請した場合、県助成10万円、寄付協力企業寄付金額10万円、申請者自己負担40万円となります。

Q11 「事業規模」欄に『助成対象経費が〇〇万円以上』と記載されているが、助成対象経費の額は、申請の段階で当該額を超えていないと申請出来ないのか

A11 申請時の助成対象経費は、「事業規模」欄に定められた金額以上の額でない場合、申請できません。

(例1)

『助成限度額20万円』かつ『助成対象経費が20万円以上』の募集事業に対し、

・団体の事業に要する経費 25万円

うち助成(寄付)対象経費 15万円(助成対象外経費:10万円)の場合

⇒『助成対象経費が20万円以上』の条件を満たさないため、申請できません。

※事業に要する経費ではなく、助成対象経費で判断するため注意願います。

(例2)

『助成限度額20万円』かつ『助成対象経費が20万円以上』の募集事業に対し、

・団体の事業に要する経費 20万円

うち助成(寄付)対象経費 20万円(助成対象外経費:0円)の場合

⇒『助成対象経費が20万円以上』の条件を満たすため、申請可能となります。

Q12 助成対象経費とは何か

A12 助成対象事業の実施に必要な経費のみを指します。

また、交付決定前に使用した経費のほか、次に掲げるものは除きます。

項目	対象外
人件費	・団体構成員や常勤職員への給与・日当等
報償費	・団体構成員や常勤職員への報償 ・金券(商品券、ギフト券等)
使用料及び賃借料	・団体構成員や常勤職員が所有する建物等の賃借料 ・賃貸借人に関する書類の無い賃借料
その他	・汎用性の高い物の取得にかかる費用 (例)車、パソコン、携帯電話など ・不動産の取得にかかる費用 ・対象となる費用の範囲を限定できないもの

(例) 公共料金（電気、ガス、水道）、通信料、回線料サーバ利用料など

<補足>

基本的に、団体内の構成員へ発生する経費は助成対象経費として認めません。

また、金券については使用用途にかかわらず、助成対象外経費となります。

※自己負担分として対応してください。

(よくある誤り)

・清掃活動のため、会員Aの軽トラックを借り、その対価として5千円を支払った。

※会員の所有するものに対する対価のため助成対象経費としては認められません。

・子ども食堂の会場として、会員Aさんの所有するテナントを借り、賃料と公共料金（電気、ガス、水道）を払った。

※会員Aさんとテナントの賃貸借契約を結んでいても助成対象経費としては認められません。

また、公共料金についても対象となる費用の範囲を限定できないため助成対象経費としては認められません。

・ボランティアで参加したスタッフ等に対し、謝礼として図書カード500円を配った。

※金額の多寡にかかわらず、金券は助成対象経費としては認められません。

Q13 交付決定（事業を開始してよい時期）はいつごろか

A13 交付決定については7月中を予定しております。

Q14 事業の実施可能期間はいつまでか

A14 交付決定日から令和7年3月15日（金）までです。

ただし、県と寄付協力企業の協議により、その期間を短縮する場合があります。

Q15 助成対象事業の一覧はどこで確認できるのか

A15 茨城県（女性活躍・県民協働課）のホームページで確認してください。

Q16 交付申請に必要な書類は何か

A16 交付申請には、交付要項第10条に規定する次の書類の提出が必要です。

(1) 提出書類

必要書類	様式
茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金交付申請書	様式第2-1号
団体概要書 ※団体の定款・規約、会員名簿を添付してください	様式第2-2号
団体の活動状況のわかる資料 ※団体のパンフレットや会報、活動状況が掲載された広報誌等のコピー、HPやSNSを印刷したものでも構いません	任意様式

Q17 「申請事業における実施内容」に記載すべき内容は何か

A17 交付先の選定は申請者から提出された申請書類を基に審査するため、団体の活動内容を客観的に説明できる内容を記載してください。

なお、実施場所・地域、対象者（対象物）、実施方法、実施回数、活動内容は必須項目です。

※併せて活動状況のわかる資料を添付してください。

Q18 「事業の実施に対する意気込み」に記載すべき内容は何か

A18 交付先の選定は申請者から提出された申請書類を基に審査するため、申請事業に対する思いのほか、なぜ、この事業を選んだのか、寄付協力企業からのメッセージに対する申請者の思い、寄付協力企業と連携したい、一緒に活動したい内容、企業従業員と一緒に活動する場合の取り組み等を記載してください。

Q19 申請期限、申請書の提出方法は

A19 令和6年6月20日（木）までに、原則として「いばらき電子申請・届出システム」により、交付要項に規定する書類の提出が必要です。

ただし、インターネットの利用環境がない等の理由がある場合は、郵送での受付も行っております。（令和6年6月20日（木）必着）

<郵送の場合>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県 県民生活環境部 女性活躍・県民協働課 多文化・協働グループ 宛

Q20 交付申請の取り下げは出来るか

A20 申請期限内であれば取り下げ可能です。

ただし、交付決定の通知を受領後に申請を取り下げるときは、交付決定通知書を受領した日から15日以内に交付申請を取り下げる旨を記載した書面を県に提出しなければなりません。

Q21 審査結果はどのように通知されるのか

A21 7月下旬に、交付決定先には県・企業からそれぞれ交付決定通知書が、不交付となった申請者に対しては県から不交付決定通知書が書面にて通知されます。

なお、交付決定に際して条件が付される場合があります。

Q22 交付申請した事業の内容を変更できるか

A22 助成対象事業を実施するにあたり必要となる軽微な変更の場合を除き、助成対象事業の内容変更は認めておりません。

Q23 概算払（前払い）を受けることは可能か

A23 県からの助成金については、交付決定額（県分）の全額を概算払いすることができます。交付決定後に所定の様式にて概算払申請してください。企業からの寄付金については、企業ごとに異なりますので、詳細は県HPをご覧ください。か、県担当までお問い合わせください。

Q24 当団体の活動に、寄付協力企業に参加していただけるのか

A24 活動参加につきましては、寄付協力企業のご都合等が優先となるため、交付決定となった場合であっても、団体の活動に対し寄付協力企業の参加を確約するものではありません。

Q25 寄付協力企業に団体の活動等への参加を依頼する方法は

A25 県から寄付協力企業の担当者様へ連絡、調整いたしますのでご相談ください。

Q26 助成事業の実績報告はいつまでに行わなければならないのか

A26 助成対象事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は令和6年3月15日（金）のいずれか早い日までに実績報告が必要です。

Q27 実績報告に必要な書類は何か

A27 交付要項第18条に規定する次の書類の提出が必要です。

(1) 提出書類

必要書類	様式
茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金実績報告書 ※県と寄付協力企業への送付が必要	様式第5号
活動状況のわかる資料 ※印刷物等を作成した場合には原本を添付してください。	任意様式

Q28 決算で事業規模額を下回った場合はどうなるのか

A28 助成（寄付）額は、決算時の助成（寄付）対象経費の額に応じて減額されます。

(例)

	申請時		決算時
事業総額 (A = B + E)	25万円	⇒	15万円
うち助成対象経費 (B = C + D)	20万円		12万円
助成金の額 (県) (C)	10万円		6万円
寄付金の額 (寄付協力企業) (D)	10万円		6万円
助成対象外経費 (事業者負担) (E)	5万円		3万円

Q29 決算で事業総額が増え、併せて助成対象経費が増えた場合はどうなるのか

A29 助成（寄付）額は交付決定額を上限としていることから、交付決定額を超えた経費は団体の負担となります。

(例)

	申請時		決算時
事業総額 (A = B + E)	25万円	⇒	30万円
うち助成対象経費 (B = C + D)	20万円		20万円
助成金の額 (県) (C)	10万円		10万円

寄付金の額（寄付協力企業）（D）	10万円		10万円
助成対象外経費（事業者負担）（E）	5万円		10万円